

令和6年度 第5回長崎地方最低賃金審議会 議事要旨

- 1 日 時：令和6年9月3日（火） 午前9時24分～午前10時59分
- 2 場 所：長崎労働局8階会議室
- 3 出席者：公益委員5名 労働者側委員5名 使用者側委員5名
- 4 議 題：（1）最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について
（2）長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について

5 審議要旨

（1）最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について

事務局より異議申出内容について説明後、長崎労働局長より諮問が行われた。

審議において、労使双方から意見聴取が行われた。

- 異議の内容については同様の意見書をいただいております、それを踏まえての審議結果であることから、当初の答申どおりでよろしいかと思えます。（労側代表委員）
- 55円引上げて953円というのは中小企業の支払能力を考えると非常に厳しい答申ではあるものの、公労使それぞれの立場から真摯に議論した結果であることからこれ以上の再審議は不要と考えます。（使用者側代表委員）
- 労働者側委員、使用者側委員の意見を踏まえると、令和6年8月16日付け答申どおりの決定が適当である。（審議会会長）

と取りまとめられ、承認された。

その後、会長より、長崎労働局長に対し「令和6年8月16日付け答申どおり決定するのが適当である。」との答申がなされた。

また、事務局より、発効までの予定（9月12日官報公示、10月12日法定発効予定日）等について説明した。

さらに、長崎県最低賃金専門部会の任務終了により、同部会が廃止された。

（2）長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について

①労側の主張

- ・ 特定最低賃金は労働者の生活の安定、労働組合のない中小企業や非正規雇用で働く労働者の賃金を底上げし賃金格差を是正する役割を担っています。
- ・ 産業の魅力を高め優秀な人材確保、定着を図る観点からも特定最低賃金を産業にふさわしい水準に上げていくことが重要です。
- ・ 地賃の審議の際に使用者側が主張された「価格転嫁が進んでいない」という点については、地賃だけでなく、特定最低賃金すなわち3業種でも言える訳です。まさに特定最低賃金の役割の一つが「公正競争の確保」であり、価格転嫁にも資するものと考えます。

②使側の主張

- ・ 特定最低賃金については、もう役割を終え、意味をなしていない。
- ・ 特定最低賃金の金額で雇用は行っておらず、またそういう状況にはなく、業界のネームバリュー、重みのある業種として相応の賃金を支払っていることから特定最低賃金を設定する意味はない。

③全体協議

個別協議において公益委員が使側委員と調整したが、使側の主張は変わらず、

特定最低賃金の改正の必要性について全会一致とはならなかった。よって、審議会会長から労働局長あて、「全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった」との答申が行われた。